

被災者等を雇用した場合の税額控除の特例措置（法第38条）

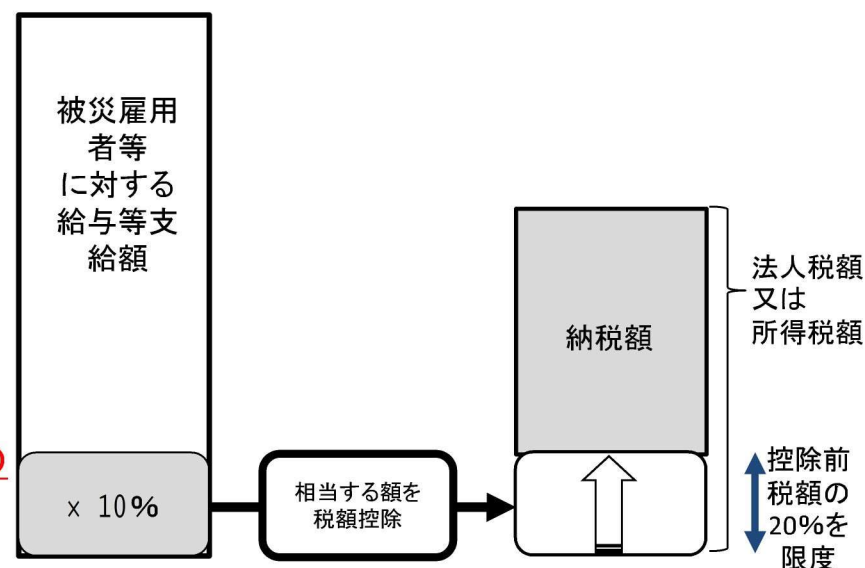
○ **令和6年3月31日までの間に**、指定を受けた個人事業者又は法人が、指定を受けた日から5年の間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等^(注)に対する給与等支給額の**10%**を、税額の**20%**を限度として控除できる。

(注) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

指定日	R3.4.1～R6.3.31
税額控除率	10%

※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。



※ 本特例措置(法38条)、機械等に係る特別償却等(法37条)、新規立地促進税制(法40条)はいずれかの選択適用。